

# 太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン

(H28.9 策定、H28.10施行、H31.3改定、R3.3改定)

## 1 背景

### (1) 太陽光発電施設の急速な普及拡大

- ・固定価格買取制度(H24.7月)の開始以降、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が全国的に拡大
- ・本県の導入量は約354万kWで全国第1位(R2.9月現在)



### (2) 不適切案件の増加

設備の不備や景観・自然環境への影響等、設置、運営に関する不適切事案が発生

## 2 目的

- 太陽光発電施設を設置しようとしている事業者が、本ガイドラインに基づき、市町村や地域の理解を得ながら施設を適正に設置・管理
- 地域社会との共生が図られた太陽光発電事業の円滑な実施



## 3 対象

### 出力50kW以上の事業用太陽光発電施設

- ・建築物へ設置するものを除く
- ・実質的に同一の事業者が、複数の発電施設に分割して設置し、合算した出力が50kW以上となる施設(分割案件)を含む
- ・固定価格買取制度(FIT)の認定を受けない施設も対象

## 4 ガイドラインで定める主な事項

### 1 設置するのに適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や、生活環境、景観、防災等の観点から、太陽光発電施設が設置されることにより、甚大な影響が想定される地域(自然公園特別地域、保安林、土砂災害警戒区域等)

### 2 施設の適正な設置

- (1) 市町村との事前協議(事業概要書の提出、進め方等の事前協議)
- (2) 地域の理解促進(地域住民や企業等周辺関係者への説明)
- (3) 施工に当たって配慮すべき事項
  - ① 生活環境：騒音対策、反射光対策、緩衝帯の設置 等
  - ② 景観：フェンス、植栽等による対策、山並みや眺望の対策 等
  - ③ 防災・安全：盛土・切土面の保護、土砂崩れ対策、雨水・排水対策 等
  - ④ 市街地等に設置する場合の配慮
  - ⑤ 工事期間中の緊急連絡先の表示



### (4) 工事完了時の市町村への報告

- ① 「工事完了報告書」の提出
- ② 助言・要望等への対応



### 3 施設設置後の適正な維持管理等

- (1) 適正な維持管理(施設の保守点検、緊急連絡先の表示、災害発生時の対応 等)
- (2) 撤去・廃棄(撤去・廃棄に係る計画の検討)

※ 10kW以上50kW未満の施設についても、2(3)の施工にあたっての配慮や、3の適正な維持管理等についての対応を要請

※ 市町村が独自に条例等を定めて取り組んでいる場合、市町村の条例等を適用